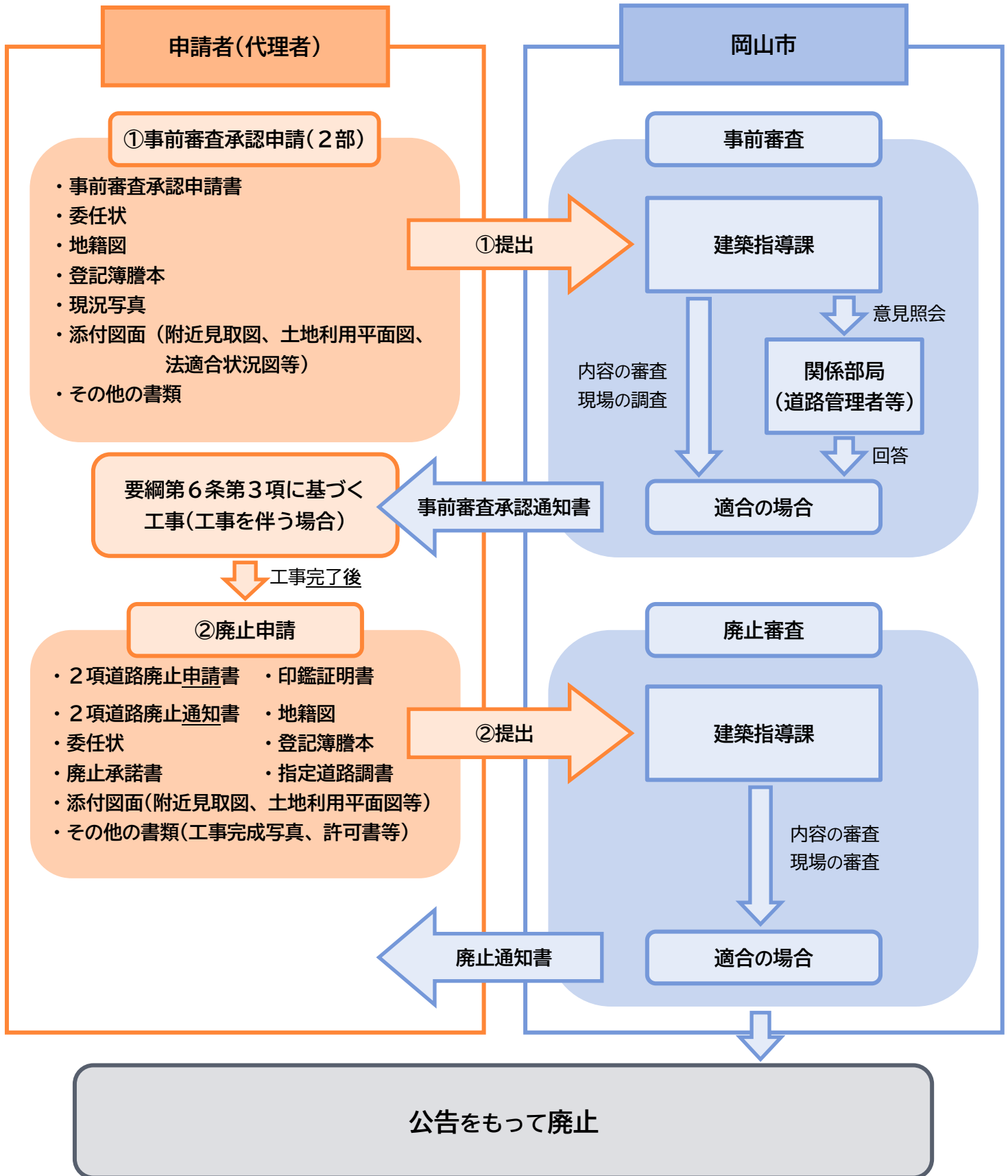


2項道路廃止の流れ

※ この図は大まかな流れを示したものです。

『岡山市2項道路の廃止に関する要綱』を必ずご確認の上、手続きを行ってください。



※要綱第6条第3項に規定する工事について

事前審査承認通知書の交付を受けた申請者は、関係権利者等に計画及び法の規定を説明し承諾を得るとともに、工事を伴う場合は必要な許可等を取得の上、速やかに工事を完了すること。